

## 介護保険法及び各種基準の遵守について

### (1) 各種変更届

#### ア) 介護給付費算定関係

サービス種類	必要書類
全サービス共通	変更届出書 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 運営規定・重要事項説明書(変更がある場合) 各種資格・研修要件に関する修了証書 等
認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 勤務形態一覧表
小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 勤務形態一覧表
認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 認知症専門ケア加算に係る確認書 勤務形態一覧表
地域密着型 特定施設入居者生活介護	夜勤看護体制加算に係る届出書 勤務形態一覧表
地域密着型 介護老人福祉施設	栄養マネジメントに関する届出書 サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 日常生活継続支援加算に係る確認書 看護体制加算に係る届出書 看取り介護体制に係る届出書 認知症専門ケア加算に係る確認書 夜勤職員配置加算に係る確認書 勤務形態一覧表

サービス提供体制強化加算に係る職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

ただし、平成21年度においてはすべての事業所及び平成22年度以降においては前年度の実績が6ヵ月に満たない事業所の場合、届出日の属する月の前3ヵ月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。そして、届出月以降も毎月所定の割合を記録し、下回った場合は届出を要する。

## 届出に係る加算等の算定の開始時期

- ・(介護予防)認知症対応型通所介護事業所
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
 

届出が毎月15日以前になされた場合	翌月から算定可
届出が毎月16日以降になされた場合	翌々月から算定可

- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用含む)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 

届出が受理された日が属する月の翌月から算定可
届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定可

## イ) 介護給付費算定関係以外

変更届出書

運営規定・重要事項説明書(変更がある場合)

各種資格・研修要件に関する修了証書等

(詳細は別紙P13「変更届出書の主な添付書類」参照)

変更があったときから10日以内に届出が必要。

運営規定における「文言の変更」等軽微な変更については、届出は不要。

## (2) 事業の休止・廃止の届出

事業の休止・廃止予定日の1月前までに届出が必要です。

また、介護保険法に基づき、事業の休止・廃止時又は指定辞退時の利用者に対して、事業者には継続的なサービス提供のための便宜提供が義務付けられています。(他事業所の紹介や介護支援専門員・他事業者との連絡調整等)

## (3) 認知症介護等研修(管理者研修)

八戸市では、青森県が実施する管理者研修が年1回しかないことを考慮し、認知症介護実践者研修受講済であれば、直近の管理者研修受講を前提として、例外的に管理者となることを可としています(地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設を除く)。しかし、これは人員基準に抵触していることに変わりはないので、標記研修を未受講のまま平成18年度以降に管理者に就任した方は、受講申込を要します。研修受講申込の確認が取れない場合は人員基準違反とします。なお、この取扱は例外的なものであることから、毎年のように管理者が変更となり、研修未受講者が管理者になることは不適切です。

## (4) 事故報告

事故等が発生した場合は、事故報告書・対応終了報告書(又は終息報告書)の提出を忘れずに行ってください。

## (5)外部評価制度と情報公表制度

外部評価制度と情報公表制度は、調査の手法が似ていますが、各々の制度の趣旨・目的には違いがあります。

また、情報公表制度は、事業者の負担を軽減する、利用者にとって分かりやすくする、という観点から、次期法改正で見直しが行われる予定です。当県においての平成23年度の取扱いについては、平成23年3月10日付け青高保第2095号で青森県健康福祉部長から通知された「平成23年度介護サービス情報の公表制度の実施について（通知）」で示されたように、介護サービス事業者の負担軽減を図る観点から、平成23年度新規介護サービス事業所（平成22年度新規介護サービス事業所で基本情報未報告事業所を含む。）のみ報告対象とし、継続介護サービス事業所は報告及び調査を実施しない経過的運用を行うとされております。

### 【両制度の概要】

	外部評価制度	情報公表制度
1. 目的	介護サービスの質の改善	介護サービスの選択支援
2. 一義的な受益者	事業者	利用者
3. 実施主体	県指定の調査機関	県指定の公表、調査機関
4. 実施対象者	・小規模多機能型居宅介護事業者 ・認知症対応型共同生活介護事業者	全ての介護サービス事業者
5. 実施回数	原則、年1回	年1回
6. 公表内容	・自己評価及び外部評価結果 ・目標達成計画	・基本情報 ・調査情報
7. 根拠法令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第72条第2項及び第97条第7項	介護保険法第115条の35
8. その他	外部評価の実施回数には特例あり	

### 外部評価の実施回数の特例について

過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ必要な要件を全て満たす場合には、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。

#### 青森県地域密着型サービス外部評価実施要領抜粋

1～2（略）

#### 3 外部評価の実施回数

(1)事業者は、その設置・運営する事業所ごとに、原則として、少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。

(2)過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用にあたっては、実施したものとみなすものとする。

なお、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、同意を得るものとする。

ア 別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。





















